

2025（令和7）年度修士課程及び専門職学位課程進学予定者の 特に優れた業績による返還免除内定制度申請のしおり

I. 申請の概要

■ 返還免除内定制度について

2025（令和7）年度大学院予約採用もしくは2025（令和7）年度大学院在学採用において、第一種奨学金（授業料後払い制度も含む）に採用された／される見込みの者が対象となります。大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた者について、日本学生支援機構が定める推薦枠数の範囲で、返還免除の内定を受けることができます。

■ 申請資格等

2025（令和7）年度に東京大学大学院修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）進学予定者で、次の①～③のいずれも満たす者が対象です。第一種奨学金の申込資格のない学生（在留資格が「留学」である留学生、債務整理中の人など）は、第一種奨学金に採用されないため返還免除内定制度にも申請できません。第一種奨学金の申込資格については下記リンクをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/shikaku/index.html

① **大学学部等において修学支援新制度**（日本学生支援機構の給付奨学金および授業料減免制度。旧給付奨学金を含む。）**を利用していること（※1）又は修学支援新制度を利用していないが住民税非課税世帯であること（※2）。**

（※1）本内定制度申請時点及び推薦時点で、家計基準に基づく支援区分見直しにより給付奨学生の身分が「停止中」の者は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得（支給額算定基準額）は基準内（支援区分はⅠ～Ⅳのいずれか）であるが資産額超過により停止となっている者は対象となります。また民間奨学金との併給調整等のため給付奨学金支給を停止している者も対象となります。

（※2）学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の所得証明書等（取得可能な最新の年度のもの）の提出が必要です。提出先は本しおり p.3 をご確認ください。

（注意）給付奨学金番号自体を持たずに修学支援新制度による授業料減免のみを受けている場合も、（※2）に含みます（東京大学には該当者はいません）。

② **特定分野**（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」（以下「イノベ創出分野」という。）又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」（以下「大学等強み分野」という。）への進学を希望していること（※3）。

（※3）本学では進学先研究科の分野によらず申請することができます。申請内容に基づき、どちらの特定分野に該当するかは大学側で判断します。

③ **将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動できると認められる者。**

■ 配付書類 : 下記の URL からダウンロードできます

● https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_03.html



■ 申請～内定～貸与終了までの流れ

1. 申請書類の確認

- ☐ 申請のしおり（本紙）を熟読する

2. 申請書類の準備 → p.4～6 をよく確認してください。

- ☐ 現在東京大学の学部学生で修学支援新制度の授業料減免を受けている者以外は全員、申請書のほかに p.6 に記載されている追加提出書類が必要です。
- ☐ 修学支援新制度の授業料減免ではなく、東京大学独自の授業料免除制度により免除を受けている学生も、p.6 に記載されている追加書類の提出が必要です。

3. スカラネット入力 → p.4 をよく確認してください。

【入力期間】

1月15日（水曜日）24:00 まで

【スカラネット】

<https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

【入力用ユーザ ID とパスワード】

ユーザ ID : 10400302 ※ただし下記を除く

※総合文化研究科・数理科学研究科 : 10400301 ※法科大学院 : 10400360

パスワード : xiz7b5s9

4. 申請書のアップロード（全員） → p.5 をよく確認してください。

- ☐ 「修士課程及び専門職学位課程進学予定者の特に優れた業績による返還免除内定制度申請書」に必要な事項を記載し下記の提出先 URL へアップロードしてください。申請者は全員提出が必要です。

- ☐ Excel 形式で提出してください。他の形式では読み込めない場合があります。

【書式】下記ホームページからダウンロードしてください

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_03.html

【提出期間】

1月15日（水曜日）24:00 まで

【提出先 URL】

https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/s/msteams_6804c7/Elijyeku0OhPIPIAsq9UxAYB1ksWwW44EGNYmXNuOKGSgA



5. 申請書以外の提出書類の郵送（該当者） → p.6 をよく確認してください。

- ☐ 追加書類の提出が必要な者（現在東京大学の学部学生で修学支援新制度の授業料減免を受けている者以外は全員）は **1月15日（水曜日）（※最終日必着）** までに書類を下記郵送先にご提出ください。
- ☐ 学生によって提出すべき書類が異なります。p.6 およびチェックシートを参照して必要な書類を確認してください。

【郵送先】

〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学 本部奨学厚生課 JASSO 担当（郵送受付のみ）

注意事項

- (1) 郵送のみでの受付となります。
- (2) 封筒に「**JASSO 返還免除修士内定制度申請書類在中**」と朱書きのうえ、送付してください。
- (3) 書類の受付連絡は行っておりません。記録の残る形式（特定記録郵便等）で発送のうえ、到着をご確認ください。書類が届かなかった等の郵便事故については一切責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 大学院在学採用について

- ☐ 2024 年 10 月頃に募集を行った大学院予約採用において第一種奨学金に採用されていない学生は、2025 年 4 月（秋季入学者は 10 月頃）に募集予定の大学院在学採用において必ず申請を行ってください。
- ☐ 大学院予約採用もしくは大学院在学採用において採用されなかった場合は内定制度の対象とはなりません。緊急採用に採用された場合も内定制度の対象となりますが、原則在学採用に申請ください。
- ☐ 大学院在学採用に関しては下記ホームページをご参照ください（2025 年 3 月頃に更新予定です）

【大学院 在学定期採用の募集】

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_02_02.html

※総合文化研究科、数理科学研究科進学予定の学生はこちらをご確認ください。

<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/scholarship/jasso/application/graduate/index.html>

7. 結果通知から中間評価まで

- ☐ 2025 年 7 月頃に決定通知または不採用通知を大学から行う予定です。
- ☐ 【中間評価】内定者については、2 年生以上への進級時に内定者として相応しい成績を修めているか審査され、内定が取り消される場合があります。中間評価について学生が行う手続きは特にない予定です。

8. 特に優れた業績による返還免除申請について（貸与終了時）

- ☐ 内定者として決定された場合も、貸与終了時には「特に優れた業績による返還免除」の申請が必要です。
- ☐ 「特に優れた業績による返還免除」の申請は、**奨学金の貸与が終了した月が属する年度に行う必要があります。大学院を修了した年度とは限りません。**機会を逸すると申請できませんのでご注意ください。
- ☐ 申請方法・申請締切などの詳細については、所属の研究科（専攻）等の奨学金担当係にお問い合わせください。

II. 申請の前に確認すること

- 在留資格を満たさない留学生、過去に修士課程において第一種奨学金を再貸与されている学生、債務整理中の学生などは日本学生支援機構第一種奨学金の申込資格がありませんので、修士課程内定制度への申込もできません。
- 東京大学独自の授業料免除を受けているだけでは「修学支援新制度の授業料減免を利用している」ことにはなりません。自分がどちらであるか確認するには、UTAS の掲示板機能を通じて通知された最新の授業料免除の結果をご確認ください。通知の中で「**大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の支援対象外であるが東京大学の予算を使用し、授業料の全額を免除する。**」と記載されている学生は、修学支援新制度ではなく、東京大学独自の授業料免除を受けている学生です。
- 申請締め切りの時点で大学院入試の結果が不明の場合も、内定制度に申請いただいて構いません。大学院入試の結果が不合格の場合は、審査の段階で不採用となります。

III. スカラネット入力の注意点

- スカラネット入力後に内容を修正したい場合は、二重登録は行わず p.6 の問合せ先にご連絡ください。
- スカラネットシステムの都合上、申請締め切り日以降もスカラネットに入力可能ですが、申請期間外の入力内容は審査を行いません。
- 申請完了時に表示される ID は、進学届入力時に必要となりますので学生自身で忘れずに控えておいてください。
- 複数の研究科に合格している場合は「(3)あなたの進学予定先研究科を選択してください。」の項目には、現時点の進学予定先研究科を入力してください。申請した研究科とは別の研究科に進学した場合は、内定者としての効力は失われることとなります。
- 家計基準により支援区分なしとなり修学支援新制度の給付奨学金が「停止中」の学生は、給付奨学生番号を入力すると「給付奨学生番号は現在受給中の番号を記入してください。」とエラーメッセージが表示されます。この場合「(8)あなたは現在給付奨学金を受給していますか」の項目に「いいえ」と回答、「(9)あなたは住民税非課税世帯（市区町村民税の所得割額が「0 円」）ですか。または、修学支援新制度の授業料減免のみを利用していますか。」の項目に「はい」と回答のうえ、住民税非課税世帯であることを確認できる書類を提出してください（p.6 参照）。
- 民間奨学金等との併給調整のため、支援区分がついているにも関わらず修学支援新制度の給付奨学金を停止している学生は、「(8)あなたは現在給付奨学金を受給していますか」の項目に「はい」と回答し、給付奨学生番号を入力してください。なお東京大学の学生については申請書以外の追加書類は不要です。東京大学以外の学生については、いずれの支援区分に該当するか証明する書類を提出してください（p.6 参照）。
- 東京大学独自の授業料免除を受けている学生は、「(9)あなたは住民税非課税世帯（市区町村民税の所得割額が「0 円」）ですか。または、修学支援新制度の授業料減免のみを利用していますか。」の項目に「はい」と回答のうえ、住民税非課税世帯であることを確認できる書類を提出してください（p.6 参照）。

IV. 申請書データの提出について（全員提出が必要）

- 申請書のファイル名は「申請書（学生氏名）」と名前を変更して指定 URL（p.2 参照）にアップロードしてください。
- ファイル形式は **Excel 形式** にしてください。Mac や iPhone で作成された numbers 形式は開くことが出来ません。
- 以下の注意書きは申請書の項目番号と一致しています。
 - 3.受験番号、6. 進学予定先課程、7. 進学予定先研究科：複数の研究科等に合格している場合は、スカラネットに入力した進学予定先研究科と同じ研究科等の情報を入力してください。
 - 11. 給付奨学生番号：スカラネットに入力した現在受給中の給付奨学生番号を入力してください。
 - 12. 住民税非課税世帯または授業料減免利用：スカラネットに入力した「あなたは住民税非課税世帯（市区町村民税の所得割額が「0 円」）ですか。または、修学支援新制度の授業料減免のみを利用していますか。」項目と同じ内容を選択してください。
 - 13. 研究計画と特定分野：「イノベ創出分野」と「大学等強み分野」それぞれの観点から、研究計画がどのようにその分野に該当するか、将来的に特に優れた業績を挙げる見込みがあるかを確認できるよう簡潔にわかりやすく内容を入力してください。必ず両方の分野について入力してください（文系研究科へ進学する方も両方入力してください）。「イノベ創出分野」と「大学等強み分野」については下記の説明を参考にしてください。
 - ☆ 科学技術・イノベーション基本法第 2 条第 1 項において、イノベーションの創出は「科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。」と定義されています。
 - ☆ 「大学等強み分野」については、進学先大学院のホームページ等に掲載されているディプロマ・ポリシー（学位授与方針）などを参考にしてください。例示すると、それぞれの学術分野において卓越した研究を行う研究計画や、総合大学の特性を活かした広い分野にまたがった学際的な研究計画であることがわかるよう入力してください。
- 特に優れた業績については下記の日本学生支援機構ホームページを参考にしてください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/hyoka.html>

V. 申請書以外の書類郵送について（該当者は提出が必要）

- 現在東京大学の学部学生で修学支援新制度の授業料減免を受けている者は、申請書以外の書類提出は必要ありません。（民間奨学金等の併給調整により修学支援新制度の給付奨学金を停止中の学生も、修学支援新制度の授業料減免を受けている場合は、申請書以外の書類提出は不要です）
- 現在東京大学以外の学部学生で修学支援新制度の授業料減免を受けている者は、**いずれの支援区分に該当する減免を受けているか証明する書類（所属大学発行）（コピー可）**を提出してください。
- 現在大学学部等において修学支援新制度（旧給付奨学金を含む）を利用していない、もしくは家計基準に基づく支援区分見直しにより「停止中」の場合は、**住民税非課税世帯であることを確認できる書類（下記参照）**の提出が必要です。
- **東京大学独自の授業料免除**を受けている学生は、**住民税非課税世帯であることを確認できる書類（下記参照）**の提出が必要です。修学支援新制度による授業料減免とは扱いが異なりますので注意してください。

【住民税非課税世帯であることを確認できる書類について】

学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の非課税（所得）証明書等（取得可能な最新の年度のもの）（※1）を提出してください（※2）。生計維持者全員も非課税である必要があります。

- ◇ ひとり親世帯の場合、非課税（所得）証明書（※1）にひとり親控除の記載がない場合は、生計維持者の戸籍全部事項証明書（謄本）（※抄本は認められません）も併せて提出してください。
- ◇ 生計維持者の考え方は日本学生支援機構のホームページに掲載されている「生計維持者について」「生計維持者に係る Q&A」等をご確認ください。

【生計維持者について】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

※1 市区町村によって証明書の名称が異なります。

※1 必ず**扶養内訳、所得割額の項目を含む証明書**を提出してください。

※2 申請時点で本人が大学院学生の場合も原則、本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の所得証明書等を提出してください。生計維持者に関して不明な点がありましたら p.6 の問合せ先にお尋ねください。

- 書類郵送先および注意点は p.3 をご覧ください。

VI. その他の注意点

- 内定者として不採用となっても、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」の申請を行うことができます。
- 内定者は **2024 年 10 月の予約採用もしくは 2025 年 4 月の在学採用（秋季入学者の場合は 2025 年 10 月の秋期採用）に申し込まない場合、内定の効力を失います。**内定者決定の通知は 2025 年 7 月に行われますが、4 月に入学する学生は決定通知の前に第一種奨学金へ申込みください。
- 現在大学学部等に所属していて、修学支援新制度給付奨学金の家計急変採用者の場合、申請時点で支援区分がついていても、支援区分の見直しによって後日支援区分外となる可能性があります。大学による推薦完了までに支援区分外となった場合は申請資格を失います。なお大学による推薦は 3 月下旬を予定しています。

■ 問合せ先

〒113-8654 東京都文京区本郷 7 - 3 - 1
東京大学 本部奨学厚生課奨学チーム JASSO 担当
Email : syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp